

1. 事業の必要性・概要

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置については、設置者等より都道府県等に対して届出することとなっており、また設置後の水質検査や定期検査の結果については、指定検査機関から都道府県等に報告することとされている。これらの届出や報告を管理するための帳簿が浄化槽台帳である。

環境省では浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル(以下「マニュアル」という。)」を作成し、地方自治体(以下「自治体」という。))に提示したところである。

一方、自治体における浄化槽台帳システムの普及にあたっては、構築に係る費用及びノウハウの不足が導入促進の妨げとなっている。このため、本事業においては、環境省が策定した「マニュアル」に基づく浄化槽台帳システムの導入に前向きな自治体に対し、導入に際して地域ごとに異なる諸課題への解決策の支援を行うとともに、当該自治体における導入前後の諸課題及び解決策を整理、集約して、同様の諸課題を抱えている自治体に情報提供することを目的とする。

2. 事業計画(業務内容)

- ①浄化槽台帳システム導入に係る地域の諸課題への解決策支援
- ②浄化槽台帳システム導入後のフォローアップ調査
- ③他の自治体への情報提供

3. 施策の効果

浄化槽台帳システムの整備推進に向けた支援により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の確立、管理体制の強化等を図るとともに、浄化槽の信頼性の向上を目指す。

浄化槽情報基盤整備支援事業費

(非公共) ～浄化槽台帳システムの導入支援及び実例に基づく課題整理～

平成27年度予算(案)額 50百万円(0百万円)
支出先:民間団体等

背景

- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立や災害対応力の強化に向けて、関係者間での効率的かつ正確な浄化槽情報の管理を可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要。
- 浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成したところ。

浄化槽台帳システムの普及にあたっては、
構築に係る費用及びノウハウの不足が導入促進の妨げの一つ

事業内容

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」に基づく浄化槽台帳システムの導入に前向きな地方自治体に対し、浄化槽台帳システムの導入支援を行った上で、実例に基づく導入時及び導入後の課題を整理。

目標

- 他の自治体の浄化槽台帳システムに関する課題解決への波及効果
- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立、災害対応力の強化を図る

